

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

よくある質問と回答

緊急経済対策としての趣旨を踏まえ、不特定多数の方が利用する施設等において、いわゆる「3密」対策を講じようとされる多くの事業者の皆さまに本事業を活用していただきたいと考えています。

現在、公募開始に向けた準備を進めているところです。まずは、よく寄せられる質問とその回答を整理しましたので、こちらをご一読ください。なお、本内容は、今後も更新する予定です。

6月4日版

(高機能換気設備)

Q1：高機能換気設備とは何ですか。

→ 空気を直接交換する一般的な換気設備・換気扇と異なり、外気と内気の熱交換を行うことで室内の温度変化を抑制しつつ、換気を行うことができる換気設備です。

Q2：高機能換気設備を導入することで新型コロナウイルスを絶対に防げるのでしょうか。

→ 本事業は、集団感染が生じた場所で共通する3条件、いわゆる3つの密の一つである「換気の悪い密閉空間」への対策による新型コロナウイルスの感染拡大リスク低減を目的としたものです。高機能換気設備の導入により、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を回避することにつながりますが、この設備だけで新型コロナウイルス感染症を完全に防ぐことができるとは言えないものと考えています。換気以外についても、業種ごとにガイドラインなどにそった感染防止の工夫をしていただく必要があります。

Q3：冷房・暖房の使用への影響はあるのでしょうか。

→ 高機能換気設備は、室内の温度変化を抑制しつつ換気ができるもので、通常の換気設備の場合と比べて冷房・暖房の使用を増やさないと期待されます。それにより、空調負荷の低減、エネルギー消費量（電気代）の削減にも寄与すると考えています。

(補助対象設備・工事)

Q4：補助対象となる高機能換気設備の要件はあるのでしょうか。

→ 換気量や熱交換効率等の要件を設ける予定です。

Q5：空調機器等は対象になるのでしょうか。

→ 高機能換気設備とあわせて導入する場合に限り、対象施設のCO2削減に資する空調機器等を補助対象とする予定です。詳細は、今後お知らせします。

Q6：高機能換気設備の設置工事費は補助対象でしょうか。同時に改装も考えていますが、どの程度の範囲が補助対象でしょうか。

→ 高機能換気設備等の設置工事費は補助対象となりますが、この設備工事とは関係のない改装工事は補助対象外とする予定です。

Q7：既存施設において換気設備を更新する場合のみ対象となるのでしょうか。施設を新築する場合や既存施設において換気設備を追加する場合は、対象になるのでしょうか。

→ 検討中です。

Q8：補助の上限額はありますか。

→ 限られた予算を多くの方に使っていただくために、1件当たりの上限額を設定する予定です。

(補助対象事業者)

Q9：対象業種はどのようになるのでしょうか。

→ 不特定多数の方が利用する用途が含まれる民間の業務用施設（製造業・鉱業・建設業・農林水産業の工場等の施設、輸送用施設、住宅を除く）において、その用途に供する部分を「換気の悪い密閉空間」から改善するために補助対象設備を導入する中小企業等の場合には、2/3補助となります。具体的には、飲食店等が想定されます。

また、上記について大企業が行う場合や中小企業等が行う場合であっても上記に該当しない民間の業務用施設である場合には、1/2補助となります。

より具体的な業種・施設例を今後お知らせする予定です。

Q10：住宅や公共施設は対象でしょうか。

→ 本事業は、民間の業務用施設が対象ですので、住宅や公共施設はいずれも対象外です。

れも対象外となります。

Q11：中小企業に限るのでしょうか。

→ 大企業も申請いただけますが、補助率は1／2となります。また、個人事業主も対象となり、補助率は中小企業と同様となります。

Q12：親会社は大企業扱いですが、中小企業として補助対象となりますか。

→ いわゆるみなし大企業の場合には、中小企業には該当しない取扱いとする予定です。

(スケジュール・問い合わせ先)

Q13：今後のスケジュールを教えてください。

→ 公募開始に向けて準備を進めているところです。公募開始後のスケジュールは、通常、3週間～1ヶ月程度の公募期間を経て、審査・採択先決定となります。採択された事業者の皆さまは、交付決定後に工事に入っていただくこととなります。工事後には完了報告などの手続きも必要となります。詳細は、公募開始時に、別途お知らせします。なお、公募を開始した際には、環境省及び執行団体である（一社）静岡県環境資源協会の両方のホームページにおいてお知らせします。

Q14：申請時には、どのような書類を準備したら良いのでしょうか。

→ 申請者の財務諸表、工事図面、見積書等が必要になります。加えて、高機能換気設備の導入に当たっての換気量に関する書類やCO2削減効果を示す資料も必要になります。いずれにせよ、申請時に必要となる書類については、公募開始時に公表します。

Q15：どこに問い合わせれば良いのでしょうか。

→ 執行団体である（一社）静岡県環境資源協会にお問い合わせください。

（一社）静岡県環境資源協会

省CO2促進事業 支援センター

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2階

TEL/054-266-4161 FAX/054-266-4162